

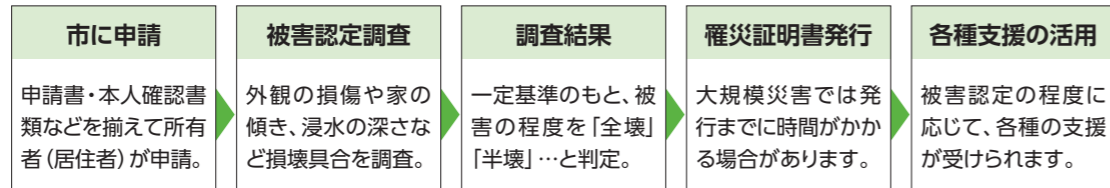
被災した時に役立つ知識

万が一、自宅が被害を受けた場合の支援制度や手続き、家屋の片付けのコツなど、被災した時の基本的なことを確認しておきましょう。

「罹災証明書」は住居の被害程度を証明するもの

自然災害により住宅が被害にあい、公的支援を受けたり火災保険や共済保険などを請求したりする際に、被害の程度を証明する罹災証明書が必要です。発行にあたっては市の調査員が現地調査を行います。

発行までの流れ



問い合わせ 防災・危機管理課 TEL 089-948-6794

被害認定の目安(水害による木造・プレハブの1~2階建て戸建ての場合)

被害程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
イメージ図						
損害割合	50%以上	40%以上50%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満
浸水深による判定	住居流出または床上1.8m以上の浸水	床上1m以上1.8m未満の浸水	床上0.5m以上1m未満の浸水	床上0.5m未満の浸水		床下浸水

被災状況を写真に撮っておく

罹災証明書の発行までには時間がかかります。被害認定調査を受ける前に片づけや修理を行う場合、優先して被災状況の写真を撮ってください。ポイントは、

- ★正確な認定を受けるためにたくさん撮ること
- ★「引き」と「寄り」の2枚セットで撮ること
- ★被害箇所がわかるよう指さしながら撮ること
- ★撮影日時を記録すること、など。

家の外を撮るポイント

- 四方から撮影する。損壊がひどい場所はアップでも撮る。
- 浸水の高さがわかるよう撮る。「寄り」はメジャーの目盛を入れて撮る。
- 自動車や物置の被害も写す。



家の中を撮影するポイント

- 被災した部屋ごとに、部屋全体の様子がわかる写真と、損壊部分に寄った写真を撮る。窓、内壁、床、サッシ、ドア、障子、洗面台、ぬれた家電など。



参考

「罹災届出証明書」

自然災害による住宅等の被害を写真などで確認し、被災者から「罹災」の届け出があったことを証明するもの。現地調査は行いません。住宅の軽微な被害、自動車や家財などの動産被害、塀や物置などの被害は、この証明書で対応します。

利用できる主な支援制度

住宅が被害を受けた場合、公的な支援を受けることができます。災害の規模や被害の程度で受けられる支援は変わります。支援の内容や問い合わせ先は、災害発生後、市ホームページなどでお知らせします。

- 被災者生活再建支援金
- 災害援護資金
- 災害弔慰金・災害見舞金
- 公共料金などの猶予・減免
- 住宅の応急修理
- 応急仮設住宅への入居

問い合わせ

災害対策本部(設置時) TEL 089-987-7000

コラム 「被災建築物応急危険度判定」とは?

余震による倒壊や壁の落下等がないか緊急に危険性を判定するもの。罹災証明の被害認定ではなく、二次災害防止が目的。判定が行われた建物は、「危険(赤)」「要注意(黄)」「調査済(緑)」のステッカーが貼られます。ただし、「危険」とされた建物が罹災証明書の「全壊」「半壊」等に認定されるとは限りません。



家屋の片付け(清掃・乾燥・消毒)のコツ

水に浸かった家を片付けるのは、たいへんな作業です。ライフラインが復旧していないように進みません。ボランティアなどの助けも借りながら無理をせずにいきましょう。

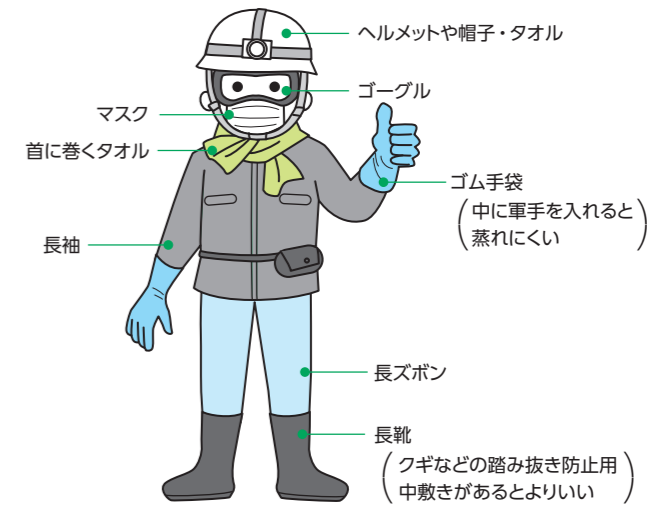
室内の片付け

- ①室内の不要なものを片付け、土砂を取り除きます。
- ②床・壁・天井などは、泥などの汚れを水で洗い流すか雑巾で拭き取り、十分に乾燥させてから、消毒液を含ませた布で拭きましょう。
- ③ぬれた家具は「そのまま使えるもの」「乾燥させて使うもの」「処分するもの」に分けましょう。
- ④処分するものは、災害時のごみ捨てルールに従って廃棄します。

作業時の服装

木材やクギでケガをしないよう、また、ホコリや砂を避けるために、肌の露出を避けた服装が基本です。熱中症を防ぐため、こまめに水分と休憩をとります。

※床下作業用のヘッドライト、貴重品を入れるウエストポーチなどがあると便利です。



床下や家の周囲の片付け

- ①家の周囲の汚泥や不要物を片付け、庭木や外壁についた泥や汚れを水で洗い流します。
- ②床下に水や泥がたまっていると、カビや悪臭が発生するおそれがあるので、スコップなどで床下の汚泥やごみを取り除き、流水で洗い流したのち、扇風機やダクトファンでしっかり乾かします。床上浸水した場合は必ず消毒まで行いましょう。
- ③床下換気口のごみを取り除き、床下の風通しをよくしましょう。
- ④専門知識が必要なことが多いので、施工業者に相談したり、ボランティアの手を借りたりしましょう。



乾燥の徹底が大切!

消毒以上に大切なのが、「泥や汚れを取り除くこと」と「十分乾燥させること」。これが不十分だとカビが発生し、消毒しても効果ができません。時間をかけてしっかり乾燥させましょう。

消毒の方法

家屋や家具の消毒は、清掃後、十分に乾燥させてから行います。消毒液は主に、逆性せっけん、次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤で代用可)、消毒用エタノールで、薬局やホームセンターで購入できます。素材にあった薬液を選び、取扱説明書に従って行いましょう。

参考

災害ボランティア

家屋が被災し、片付けに人手が必要なときは、ボランティアの力を借りましょう。災害時には、災害ボランティアセンターが設置されるので相談しましょう。また、被災地で災害ボランティアをする場合には、事前にボランティア活動保険に加入しましょう。

問い合わせ

松山市社会福祉協議会
ボランティアセンター
TEL 089-921-2141

災害時のごみの出し方

生活ごみ

腐りやすい生ごみなどの可燃ごみから優先的に出してください。紙類・ビンカン・ペットボトルなどはできるだけ敷地内で保管してください。

災害ごみ(片付けごみ)

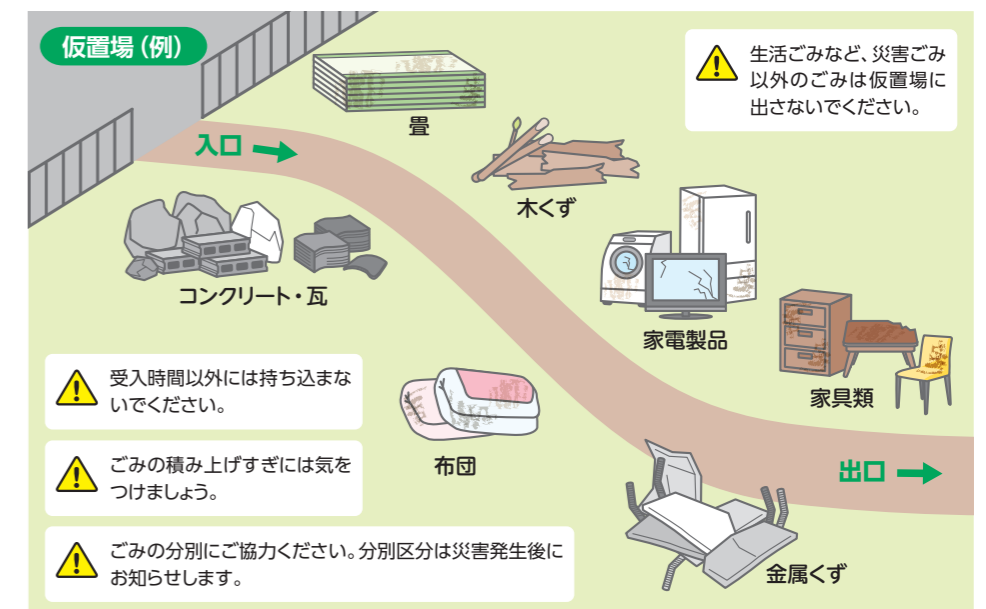
市が指定する仮置場に搬出してください。仮置場とは災害ごみを一時的に保管しておく場所のことです。設置場所、分別・排出方法は準備が整い次第お知らせします。

道路や空き地にごみやがれきを出さないで!

災害ごみやがれきを道路に出すと、人命救助やライフラインの復旧の遅れにつながります。市が仮置場を案内するまで敷地内に保管しておいてください。

⚠ 被害の状況により、収集やごみ処理施設が一時的に停止する場合があります。ごみの収集や分別方法、仮置場の設置場所などの最新の情報は、災害発生後、市のホームページなどでお知らせします。

問い合わせ 環境モデル都市推進課 TEL 089-948-6434



助け合いの精神で命を守る

災害発生時は隣近所の助け合いが重要です。高齢者や障がい者など助けの必要な方(要配慮者※1、避難行動要支援者※2)を援助するのも、地域の支え合いが基本。防災力を高めるためには、地域住民の協力体制が不可欠です。

※1 高齢者、障がい者、乳幼児その他、特に配慮を必要とする人をいう。

※2 要配慮者のうち、災害発生時、または災害発生のおそれのある時に、自ら避難することが困難で避難のために支援が必要な人をいう。

防災の基本は自助・共助・公助が連携すること

- 自助…自分と家族の命と財産を守るための行動
- 共助…地域の人たちが力を合わせて助け合う行動
- 公助…国や地方公共団体の行動

防災の基本は、「自助」「共助」「公助」が連携しながら機能することです。その割合は、自助：共助：公助＝7：2：1だといわれます。自分の身は自分で守る「自助」を理解し、自分のまちは自分たちで守る「共助」につなげて、防災・減災を考えましょう。



日ごろからできる防災の備え

地域の防災訓練などの活動に参加

訓練に参加することで、防災行動の確認ができ、災害時の冷静な対応につながります。



地域行事に参加、近所の人に挨拶

地域行事に参加したり、隣近所の人に挨拶したりして、日頃から近所づきあいをしましょう。



協力を頼める人の連絡先をメモ

もしもの時は手助けして欲しいという意思を伝え、その人の連絡先を書き留めておきましょう。



松山市の自主防災組織について

大規模な災害が起これば、消防や警察など、公的機関だけでは救出活動はできません。自主防災組織は、このような事態に備え、地域の被害を最小限にするために、日頃から防災活動に取り組む住民団体です。各組織では、高齢者が多く、土砂災害のおそれがある…など地域の実情にあった防災活動を行っています。

自主防災組織の活動や訓練などは、市にお問い合わせください。なお、松山市では自主防災組織の核となる「防災士」が、全国の自治体の中で最もたくさんいます。

松山市の自主防災組織

- 組織数 **748** 組織
- 防災士数 **8,375** 名
(令和5年6月末日現在)

問い合わせ

防災・危機管理課 TEL 089-948-6795

避難行動要支援者制度って何?

災害時に自力避難が困難な人が、あらかじめ避難行動要支援者として登録しておくことで、行政や民生・児童委員、協力員、自主防災組織等の連携により、災害発生時の避難支援や安否確認に役立つ制度です。

登録された情報は、避難行動要支援者名簿として、厳重な管理のもと、平時から避難支援関係者に情報が共有されます。

松山市の登録対象者

- ①ひとり暮らしの高齢者
- ②ねたきり高齢者
- ③身体障がい者(身体障害者手帳1～3級所持者)
- ④知的障がい者(療育手帳所持者)
- ⑤精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)
- ⑥難病患者(特定医療費(指定難病)受給者証所持者)
- ⑦小児慢性特定疾病児童等(小児慢性特定疾病医療受給者証所持者)

登録申込先・問い合わせ先

- 高齢者 高齢福祉課 TEL 089-948-6408
- 身体障がい者、知的障がい者 障がい福祉課 TEL 089-948-6353
- 精神障がい者、難病患者 保健予防課 TEL 089-911-1816
- 小児慢性特定疾病児童等 健康づくり推進課 TEL 089-911-1870

地域で協力しあって要配慮者を援助する

災害時には、要配慮者や避難行動要支援者が無事に避難し、避難生活を送れるよう地域で助け合いましょう。

高齢者・傷病者

複数人に対応。背負ったり、肘や肩につかまってもらったりして安全な場所まで誘導します。急を要する時は、担架で運んだりします。



車いすの人

階段などでは、必ず3～4人で協力します。上がる時は前向きに、おりる時は背中を下にして後ろ向きにし、恐怖心を与えないようにします。



※左右に2人、前後に1人か2人

外国人や旅行者

日本語がわからず、孤立する可能性があります。やさしい日本語や身振り・手振りで話しかけて、孤立させないようにしましょう。



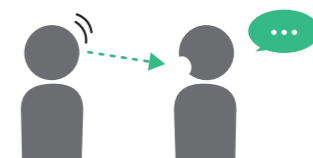
目の不自由な人

杖を持った方の手はとらず、肘のあたりにふれるか、相手に肘を軽く持ってもらうなどして、半歩前をゆっくり歩きます。方向は時計の文字盤の位置で伝えます。



耳の不自由な人

相手の正面に立ち、顔をまっすぐ向け、口を大きく動かしてゆっくりと話します。筆談も有効です。筆記用具等がない時は、指先で手のひらに字を書きます。



妊婦や乳幼児を抱えている人

妊婦や乳幼児を抱えている人は、周囲に遠慮をすることがあります。困っていることがないか、こちらから声をかけましょう。



応急手当を知っておこう

大規模な災害が発生した場合、たくさんのケガ人が同時に発生するため、救急隊の活動が困難となります。自分や家族、身の周りの人がケガをした際に、簡易的な手当や搬送を実施できるよう、日頃から応急手当に関する知識、技術を身につけておきましょう。

心肺蘇生法

1 意識を確認する

- 肩を軽くたたき「大丈夫ですか?」と呼びかける。
- 反応があるかないかを見る。



2 119番通報とAEDを依頼する

- 反応がない場合は大声で助けを呼ぶ。
- 協力者に119番通報を依頼する。
- 協力者にAEDの搬送を依頼する。

3 呼吸を確認する

- 胸とお腹の動きを見て「普段どおりの呼吸」をしているか10秒以内で確認をする。
- 胸とお腹の動きがなければ「普段どおりの呼吸」なしと判断して胸の圧迫を行う。

4 胸骨を圧迫する

- 両肘を真っ直ぐに伸ばして胸の中央に両手を重ねる。
- 胸が約5cm沈むまで圧迫する。
- 1分間に100～120回のテンポで行う。

※胸骨圧迫と人工呼吸を組み合わせる場合は胸骨圧迫30回と人工呼吸2回をくり返す。



5 人工呼吸をする

- あごを上げて気道を確保し、親指と人差し指で鼻をつまむ。
- 空気が漏れないよう口を覆い、一秒ほど息を吹き込む。
- 胸が持ち上がるのを確認する。
- 口をはなし同じ要領でもう一回吹き込む。



AEDの使用法

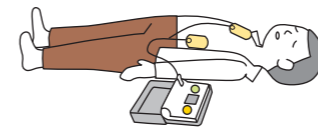
心肺蘇生を行っている際にAEDが届いたらすぐに使う準備をはじめます。

1 電源を入れます。

※音声メッセージが流れ始めます。



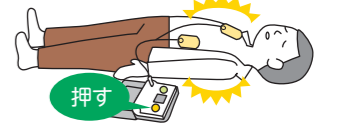
2 パッドを貼ります。



3 AEDがショックが必要か判定します。



4 ショックが必要と判定された時は、誰も身体に触れていないことを確認し、ショックボタンを押します。



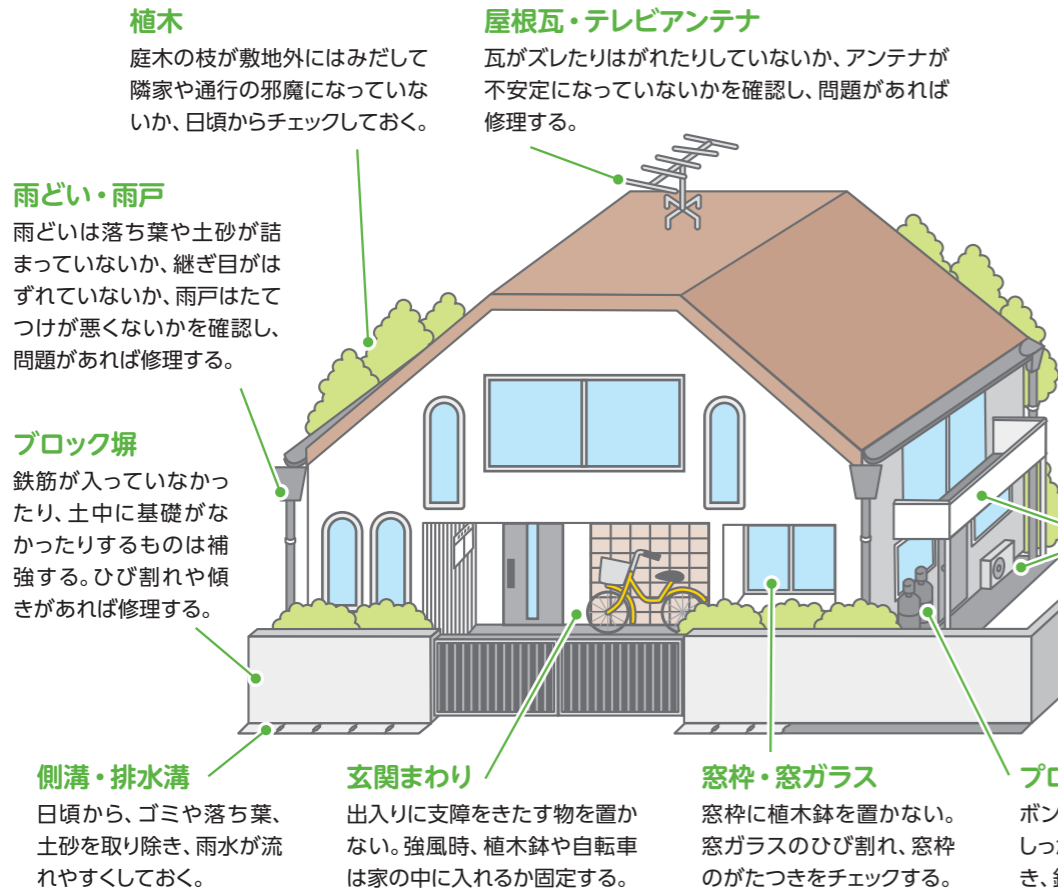
松山市内のAED設置施設は市のホームページで確認できます。
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/iryo/kyubyokuyuku/aed.html>



わが家の防災対策

防災・減災は日頃の対策が肝心です。具体的な方法を知り、平時に対策をしておきましょう。自宅が被害を受けなければ、避難所に行く必要はなく、自宅で生活することができます。

家の周囲の安全対策



植木
庭木の枝が敷地外にはみだして隣家や通行の邪魔になっていないか、日頃からチェックしておく。

屋根瓦・テレビアンテナ
瓦がズレたりはがれたりしていないか、アンテナが不安定になっていないかを確認し、問題があれば修理する。

雨どい・雨戸
雨どいは落ち葉や土砂が詰まっていないか、継ぎ目がはずれていないか、雨戸はたてつけが悪くないかを確認し、問題があれば修理する。

ブロック塀
鉄筋が入っていないか、土中に基礎がなかったりするのは補強する。ひび割れや傾きがあれば修理する。

コラム 地震保険 に入ろう

地震保険は火災保険に付帯して契約するものです。地震の揺れによる住宅や家財の損害はもちろん、地震が原因の火災や津波による損害も一定の補償があります(火災保険では地震による火災の損害は補償なし)。被災後の生活再建のため、加入を考えましょう。

ベランダ・室外機
整理整頓して物が飛散しないようにする。室外機も飛ばされないように固定する。台風接近時は、物干し竿を寝かせ、排水ますを掃除。

側溝・排水溝
日頃から、ゴミや落ち葉、土砂を取り除き、雨水が流れやすくしておく。

玄関まわり
出入りに支障をきたす物を置かない。強風時、植木鉢や自転車は家の中に入れるか固定する。

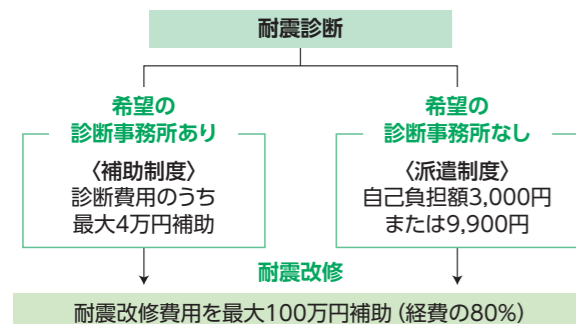
窓枠・窓ガラス
窓枠に植木鉢を置かない。窓ガラスのひび割れ、窓枠のがたつきをチェックする。

プロパンガス
ボンベが倒れないように、しっかりした土台の上に置き、鎖で壁面に固定する。

補助制度を使った耐震化

木造住宅耐震補助

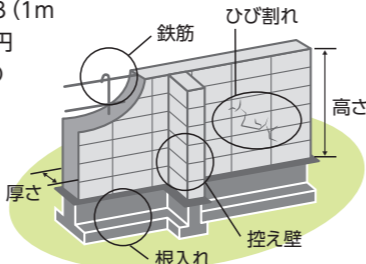
対象／昭和56年5月末以前に着工した木造戸建住宅(2階以下で延べ面積500㎡以下)



耐震化が100%になれば、南海トラフ地震の全壊被害は約10分の1に、建物倒壊・火災による死者は約19分の1まで軽減されると想定されています。

ブロック塀等安全対策補助

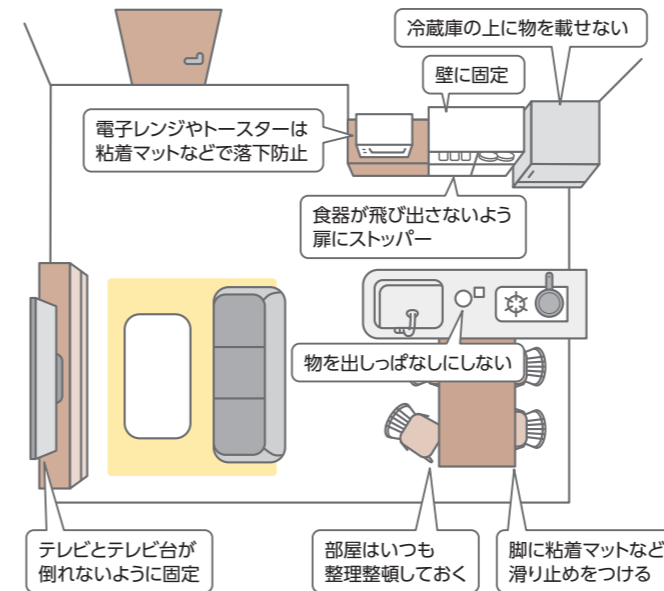
対象／・避難路や通学路に面しているブロック塀
・危険なブロック塀等(点検のチェックポイントが1つでもある)
①高すぎないか(2.2m以下か)
②厚さは十分か(10cm以上か)
③控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合)
④コンクリートの基礎があるか
⑤傾きやひび割れなく、健全か
⑥鉄筋が入っているか(専門家に相談)
補助制度／・除却または建替え費用の2/3(1mあたり8万円程度)上限30万円
・基礎がないものの除却費用の1/2 上限7.5万円



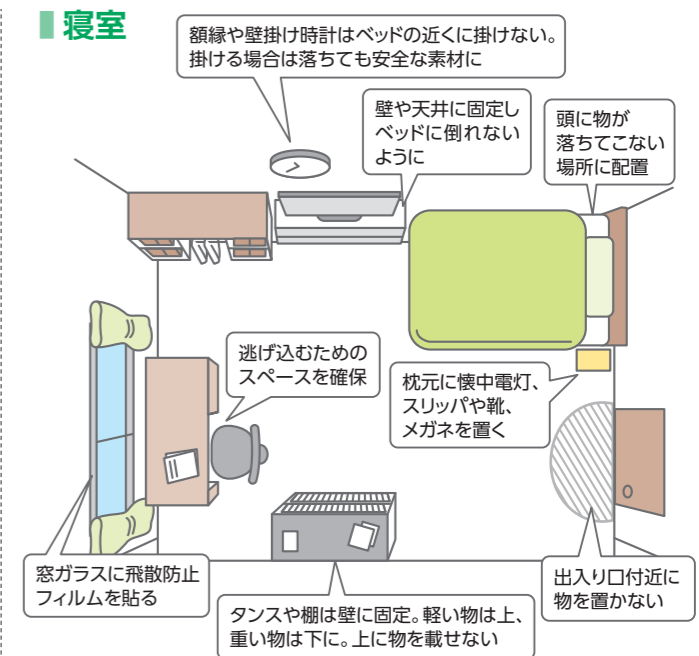
問い合わせ
建築指導課 TEL 089-948-6512

家の中の安全対策

リビング・キッチン



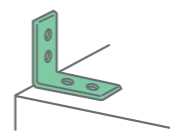
寝室



家具の固定・転倒落下防止

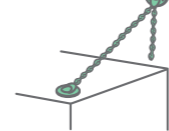
L字金具

家具と壁を直接固定するタイプで、最も効果が高い。壁側は下地のある位置で固定する。



チェーン式器具

家具と壁に金具をネジ止めし、2つの金具をチェーンやベルトで結んで固定する。



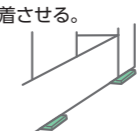
突っぱり棒 (ポール式器具)

家具と天井のすき間に設置する。家具底面の粘着マットと組み合わせる方法もある。



粘着シート (マット式)

粘着性のゲル状マットで、家具底面と床面や、テレビ本体とテレビ台を密着させる。



ストッパー式器具

家具の前下方部にはさみこんで使うもので、壁側に傾斜させて転倒や移動を防止する。



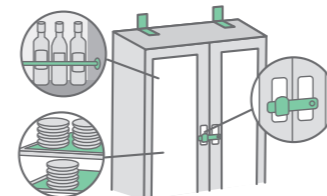
キャスター下皿

キャスターの下に小さな皿の形をした器具を敷いて、家具の移動を防止する。



扉・引き出しの対策

食器棚の扉にはストッパーなど飛び出し防止器具を取り付け、食器の下にすべり止めシートを敷く。揺れを感じてロックする耐震ラッチもある。

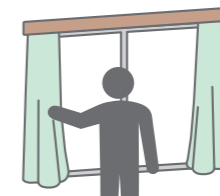


ガラスの飛散防止

ガラス飛散防止フィルムを貼ると、ガラスが割れにくく、割れても破片が飛びにくくなる。UVカットなど+αの機能が備わっているものもある。

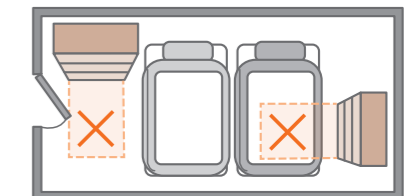


昼間は薄いレースのカーテン、夜は厚手のカーテンを引いておくことも、飛散防止の効果がある。



家具の配置

ドアや避難経路をふさがないように部屋の出入り口や廊下に家具を置かない。寝ている場所やストーブの上に倒れないように配置。また引き出しの向きに注意して置く。



火災予防

住宅用消火器

粉末タイプと強化液タイプがある。女性や高齢者も使い易い。



住宅用火災報知器

台所や寝室の天井に設置し、煙や熱を感知して、音や声で火災を知らせる。電池切れに注意。



防災品

火がついても大きく燃え上がらない性能を持っています。カーテンやじゅうたん、布団などがある。



感震ブレーカー

強い揺れの感知により電気を遮断する装置。簡易タイプやコンセントタイプなどがある。



コラム 通電火災に注意!

通電火災とは、地震や風水害で停電した後、電気の復旧で起きる火災のこと。例えば電気ストーブに可燃物が触れていて、電気復旧時に着火して火事になるなど。通電火災を防ぐには、避難時にブレーカーを落とす、停電時にはコンセントから電気機器のプラグを抜くなどが有効です。

そろえておきたい防災グッズ

防災グッズは、携帯するもの、避難所に持っていくもの、自宅で避難生活に備えるものなど、場面に応じた備えをしておきましょう。

防災ポーチを持ち歩こう

「防災ポーチ」とは、外出先で被災した時、半日ぐらいを乗りこえるために持ち歩くもの。重くなりすぎないことがポイントです。ポーチや巾着袋に入れて、外出時に携帯しましょう。



【中身の例】

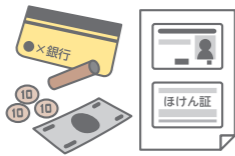
ホイッスル、ライト、モバイルバッテリー、飴やチョコレートなど小さくてカロリーの高い携帯食、家族の連絡先、身分証明書(コピー)、筆記用具とメモ帳、現金、持病薬、マスク、ウエットティッシュ、メガネ・コンタクトレンズ など

非常用持出品を備える

避難する際に持っていく最小限のものを揃え、リュックに入れ、すぐに持ち出せる場所に置いておきましょう。ラジオや懐中電灯は壊れていないか定期的にチェックしましょう。

貴重品

通帳、印鑑、現金、健康保険証・運転免許証(コピー)



生活用品

衣類、タオル、雨具、ウエットティッシュ・ティッシュ、レジャーシート、ポリ袋、ラップ、毛布、使い捨てカイロ、ナイフ、筆記用具



水・食料

飲料水、飴・チョコレートなど高カロリーのもの。缶詰・クラッカーなど火を通さずに食べられるもの ※缶切りも



衛生用品

マスク、消毒液、体温計、液体せっけん、歯磨き用品、非常用トイレ、トイレシート、ペーパー、生理用品



医薬品等

持病薬、解熱剤・風邪薬・胃腸薬などの常備薬、予備のメガネやコンタクトレンズ、お薬手帳、入れ歯・補聴器



赤ちゃん用品

粉ミルク・液体ミルク、ほ乳びん、離乳食、おむつ、おしりふき、衣類、防寒着、ガーゼハンカチ、バスタオル、母子手帳



避難用品

懐中電灯(できれば1人に1つ)やヘッドライト、ヘルメットや防災ずきん、軍手、スリッパ



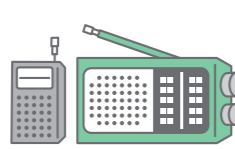
介護用品

介護食(おかゆなど)、介護用品、紙おむつ、体ふき、衣類、常備薬



携帯ラジオ

小型で軽くAMとFMが聞けるもの。手動で充電できたり携帯電話の充電ができたりする便利なラジオもある



充電器・予備電池

携帯電話の充電器、懐中電灯・ヘッドライトや携帯ラジオの予備電池(多めに用意)



コラム まつやま子育て防災ブック

災害時の赤ちゃんの食事や子どもと過ごす避難所での注意点など、子育て世代の災害への備えのポイントを取りまとめた一冊で、松山市ホームページにも掲載しています。お子さんがいるご家庭は、こちらもチェックしておきましょう。



家庭内備蓄品を備える

水道・電気・ガスが寸断された場合を考えて、最低3日できれば1週間程度、自宅で生活するために必要なものを備蓄します。特別なものを用意するのではなく、普段の生活に組み込んで、消費しながら補充しましょう。

■水と食料

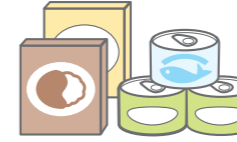
水・主食

飲料・調理用に1人1日3リットルが目安。レトルトご飯、カップ麺、乾麺(うどんやそば、パスタ)、シリアル。



主菜・副菜

肉・魚・大豆の缶詰、カレーや牛丼の素などのレトルト食品、味噌汁やスープなどのフリーズドライ食品。



その他

野菜ジュース、かまぼこ・チーズ、ビスケットやチョコレートなどの菓子、根菜類、乾物、調味料、栄養補助食品。



【ローリングストックで行う備蓄】

ローリングストックとは、日常使っている食料や日用品を少し多めに買い置きし、古い順に使い、減ったらその分を買い足す方法です。
冷蔵庫を使った備蓄
冷凍食品の買い置きや冷蔵庫での備蓄もおすすめ。自然解凍で食べられます。

【カセットコンロ・カセットボンベ】

カセットコンロとカセットボンベがあれば、お湯が沸かせて簡単な調理もできます。在宅避難に欠かせないアイテム。ボンベの持ち時間の目安は1本で約1時間なので、1日30分使うと考えると、1週間で3~4本必要です。



使用期限にも注意を!
(目安) カセットコンロ約10年
カセットボンベ約7年

ボンベは多めに用意を!

■生活用品

重要度の高いアイテム

非常用給水袋やポリタンク、ランタン、カセットコンロとカセットボンベ。



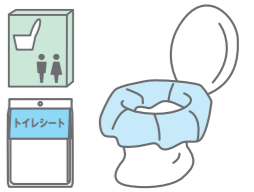
〈家族にあわせた備蓄〉

高齢者・乳幼児・持病がある方やペットのいる家庭は、それぞれに応じた備蓄を考えましょう。食物アレルギーの人は薬やアレルギー対応食品が必要。また、使い捨てスプーンや紙皿があれば便利。ペットにはフード、トイレ用品(猫砂やペットシート、うんち袋)、キャリーバッグ、リードなど。



【忘れがちなトイレの備え】

断水や下水道の損傷などで、トイレが使えなくなる場合があります。準備が必要です。洋式便器に被せる袋と凝固剤がセットになったものが便利です。1人1日5回分が準備の目安です。



コラム オフィスに置いておきたい備蓄品

帰宅困難になった時、会社に滞在できるように次の物を備えておきましょう。モバイルバッテリー／非常食・水／懐中電灯／乾電池／携帯トイレ／歩きやすい靴／レインコート／ブランケット／衛生用品など



定期的に消費期限や使用期限、必需品を見直しましょう!

プラスαの工夫をする

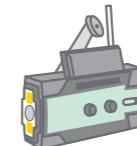
料理用ラップ

食器に敷いて、ラップだけを交換すれば、洗わず衛生的に使用できます。応急処置の包帯やガーゼの代用品になったり、防寒対策にも使えます。



手回しソーラー式モバイルバッテリー

停電時でも、手回しや太陽光発電により充電できるモバイルバッテリー。LEDライトやラジオ付きのものもある。



雨水タンク

雨水を貯めておけば、断水時のトイレ用水や雑用水に使えます。設置費用の助成制度もあります。



問い合わせ 水資源対策課 TEL 089-948-6223